

平成16年3月11日

新滝ヶ洞溜池水質異常久々利地区対策委員会 殿

可 児 市 長
国土交通省多治見砂防国道事務所長

平成16年1月23日付け「新滝ヶ洞溜池水質異常久々利地区対策委員会要望事項」
について下記の通り回答致します

記

1. 建設残土の完全撤去又は一部撤去も解決の一手法とは考えますが、水質異常の発生メカニズムから二次水質異常発生も懸念され、有効と考えられる対策法を今回提案致します。
又、対策法の検討に必要な追加ボーリング（4本）を実施致しました。
2. 新滝ヶ洞溜池の土壌調査については、大沼委員の指導により実施した調整池の調査結果を踏まえ、平成16年3月末を目途に現地調査を実施する予定であります。
又、試験放流については、事前に魚体の重金属含有量調査を実施後、5月を目途に行う予定であります。
3. ボーリングコアサンプルは提示致しますが、H15-B4とH16-B6を含め、全てのボーリングコアサンプルにおいて重金属の簡易pH試験、含有量試験、溶出試験に使用した部分が欠落しておりますのでご了承ください。
4. 調査を実施した報告書が膨大なため、対策協議会委員に閲覧していただくことを提案致します。
5. 補償問題につきましては、今後共、誠意をもって対応させていただきます。
6. 恒久的な監視体制及び監視項目につきましては、今後の対策協議会の中で審議していただくことにしており、最終的には、国交省と可児市間で協定を締結することも考えています。
7. 対策法を踏まえ、期間延伸を地権者と可児市で締結していただくよう要請する予定です。

平成16年1月23日

国土交通省 多治見砂防国道事務所長

可児市長

殿

新滝ヶ洞溜池水質異常久々利地区対策委員会

久々利地区の要望事項について

平成16年1月21日に新滝ヶ洞溜池水質異常久々利地区対策委員会が開催されました。

その協議会において、別紙の要望事項を協議決定しました。

よって、新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会においてご検討を賜り、趣旨の実現に向けて、最大限のご努力をお願い申し上げます。

記

・別紙 要望事項

以上

要 望 事 項

1. 水質異常を招く硫化鉱物が大量に含まれている建設残土ストックヤードの埋め立て土部分の完全除去を要求します。併せて、その埋め立て土部分を正確に確認するための追加調査、例えば、ボーリング調査等を要求します。
2. 新滝ケ洞溜池の水位を減少させた状態でヘドロを採取し、対策協議会の学識経験者 大沼委員の助言に基づいた分析方法に従い、溶出・含有量調査を至急実施して戴きたい。
なお、この調査については、降雨量の少ない冬の時期に実施して欲しい。併せて、新滝ケ洞溜池に現在生息している鯉等の魚体について、重金属汚染の有無を調査して戴くことを要求します。
3. ボーリングのコアサンプル（第3回協議会調査資料中のコア写真 H15-B-4、H15-B-6、計2本）を次回の協議会開催時に見せて欲しい。
4. 第3回協議会資料、4-1頁に記載されている国土交通省が東海環状道路建設に伴って行った
(1) 環境アセスメント調査（地形・地質）
及び
(2) 地質調査（地形判読・地表踏査・ボーリング調査・物理探査・各種試験）
についての事前予測調査結果データの開示を要求します。
5. 新滝ケ洞溜池の水質異常に伴ない懸案の農業、漁業に関する被害補償について、誠意をもって速やかに対処して戴くことを要求します。
5. 久々利地区住民が、将来にわたって安全・安心して暮らせるように新滝ケ洞溜池の水質異常に係る「環境保全管理協定書」を可児市と国土交通省との間で締結されることを要求します。
ただし、当該協定書の具体的内容については、久々利地区住民を交えて三者間の話し合いをもって決定して戴きたい。
6. 可児市は、平成12年3月6日に株式会社富士カンントリーと「土地使用貸借契約書」を取り交わし、平成12年7月1日から平成16年3月31日の期間に至るまで富士カンントリーから「建設残土ストックヤード」として借り受けている。
可児市は本件の問題が完全に終結するまで、当該土地の借用期間の延長を行う旨の交渉をして戴くことを要求します。